

熊本県林地開発許可制度事務要領

(趣旨及び定義)

- 第1 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2及び第10条の3に規定する事務の取扱いについて、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）及び熊本県林地開発許可制度実施要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、制度の適正かつ円滑な運用を図るために、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領に掲げる用語の定義は要項によるものとし、それ以外については本要領で別途定める。

(事務の所掌)

- 第2 事務の所掌は広域本部長等とする。
- 2 開発行為の申請区域が複数の広域本部又は関係地域振興局の所管区域にまたがる場合の事務の所掌は、当該開発行為に係る森林面積が最も大きい区域を所管する広域本部長等とする。

(河川管理者等との協議)

- 第3 所管の広域本部林務課長等に、要項第4条第2項に規定する河川管理者等協議依頼書（以下「依頼書」という。）の提出があった場合には、遅滞なく、依頼書の記載事項及び添付書類に不備がないかを確認し、不備があるときは、相当の期限を定めて、開発しようとする者に補正等を求めることとする。
- 2 広域本部林務課長等は、不備のない又は不備の補正が完了した依頼書の提出があった場合は、速やかに受理するものとする。
- 3 依頼書を受理した場合には、別記第1号様式により、次に掲げる担当課長から土木部河川管理者等協議担当課長に対し、協議を依頼することとする。なお、次の（2）による場合には、広域本部林務課長等から森林保全課長に進達するものとする。
- (1) 開発区域面積が5ヘクタール未満の場合、所管の広域本部林務課長等から各広域本部（地域振興局）土木部関係各課長
- (2) 開発区域面積が5ヘクタール以上の場合、森林保全課長から河川課長
- 4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合は、第1項の河川管理者等との協議を要しないものとする。

(申請書の審査及び受理)

- 第4 広域本部長等は、開発しようとする者から、要項第7条に規定する林地開発許可申請書及び添付図書又は要項第16条に規定する林地開発変更許可申請書及び添付図書（以下「申請書」という。）の提出があった場合は、第3第4項に規定する場合を除き、河川管理者等との協議により「開発許可申請に伴う調節池設置基準（案）（熊本県土木部河川課）」への適合確認（以下「適合確認」という。）がなされたことを確認するものとする。併せて、要項で定める別記第3号様式に掲げる事項について審査し、不備があるときは、相当の期限を定めて、別記第2号様式により補正を求めることとする。ただし、補正内容が軽微であり、直ちに補正が可能な場合は、口頭により指示することができるものとする。
- 2 広域本部長等は、前項により適合確認について確認し、かつ不備のない又は不備の補正が完了した申請書の提出があった場合は、速やかに受理するものとする。

(現地調査)

- 第5 申請書等を受理した広域本部長等は、当該申請に係る開発行為について現地調査を行い、別記第3号様式を作成するものとする。
- 2 申請書に補正が必要であると判断した場合は、相当の期限を定めて、別記第2号様式により申請者に補正を求めるものとする。

(関係市町村長からの意見聴取)

- 第6 広域本部長等は、申請書を受理した場合は、関係市町村長から別記第4号様式により当該申請に係る意見を聴くものとする。
- 2 広域本部長等は、相当の期限を定めたうえで、別記第5号様式(その1)により申請者に対して、当該意見への対応方法について別記第5号様式(その2)による報告を求めるものとする。
- 3 広域本部長等は、申請者から前項の報告があった場合には、関係市町村長へ報告内容を通知するとともに、必要に応じて関係市町村長へ説明するように、申請者を指導するものとする。

(申請書等の進達)

- 第7 広域本部長等は、第3から第6に規定する事務が完了した場合は、遅滞なく、申請書正本1通に別記第3号様式、別記第4号様式(その2)、別記第5号様式(その2)及び要項で定める別記第3号様式(広域本部長等で内容を確認したもの)を添えて農林水産部長に進達するものとする。

(申請書の取下げ)

- 第8 広域本部長等は、要項第7条第4項に規定する林地開発(変更)許可申請取下書(以下「取下書」という。)の提出があった場合は、農林水産部長に進達するものとする。
- 2 取下書の提出がなされた時点で、第6に規定する意見聴取がなされており、その上で広域本部長等から前項の進達があった場合には、農林水産部長は取下げの旨を関係市町村長に通知するものとする。

(許可の適否の決定)

- 第9 農林水産部長は、広域本部長等から申請書の進達があった場合は、要項第8条に規定する設計・審査基準に基づき審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 2 農林水産部長は、前項の審査にあたり、申請書の内容に補正が必要であると認めたときは、相当の期限を定めて、別記第2号様式により申請者に補正を求めるものとする。
- 3 農林水産部長は、許可の適否を決定するに当たり、別記第6号様式により林地開発許可(変更)審査調書を作成するものとする。
- 4 農林水産部長は、当該申請に係る開発行為が別表「森林審議会に諮問する林地開発行為の基準」に該当する場合は、熊本県森林審議会の意見を聴取したうえで許可の適否を決定するものとする。
- 5 農林水産部長は、当該許可申請に係る開発行為が他法令による許認可を必要とする場合は、当該関係機関と十分連絡調整を行い、原則として同時審査、同時処分を行うものとする。

(処分の通知)

第10 農林水産部長は、当該申請の処分を決定した場合は、申請者に指令するものとする。

(1) 申請者への許可処分の指令は、別記第7号様式により行うものとする。

(2) 申請者への不許可処分の指令は、別記第8号様式により行うものとする。

2 農林水産部長は、許可指令にあたっては、法第10条の2第4項の規定に基づき、許可条件を付すものとする。

3 農林水産部長は、当該申請の処分を決定した場合は、関係市町村長及び関係広域本部長等に当該指令書の写しを付して通知するものとする。

(1) 許可処分の通知は、別記第9号様式により行うものとする。

(2) 不許可処分の通知は、別記第10号様式により行うものとする。

(届出の処理)

第11 広域本部長等は、開発行為者から次の各号に掲げる届出書、報告書、申出書及びその添付図書（以下、「届出書等」という。）の提出があった場合は、記載事項及び必要図書について確認するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。届出書等が法第10条の2第2項各号に規定する要件のいずれにも該当せず、不備がないと認めた場合は、速やかに受理するものとする。

(1) 林地開発行為着手届出書（要項第11条関係）

(2) 林地開発行為施行状況報告書（要項第14条関係）

(3) 林地開発変更届出書（要項第16条関係）

(4) 林地開発行為中止届出書（要項第19条第1項関係）

(5) 林地開発行為再開届出書（要項第19条第2項関係）

(6) 林地開発行為廃止届出書（要項第20条関係）

(7) 林地開発行為代表者等変更届出書（要項第21条第1項関係）

(8) 林地開発行為代表者変更事前申出書（要項第21条第2項関係）

(9) 林地開発行為代表者変更届出書（要項第21条第2項関係）

(10) 林地開発行為一般承継届出書（要項第22条第1項関係）

(11) 林地開発行為特定承継事前申出書（要項第22条第2項関係）

(12) 林地開発行為特定承継届出書（要項第22条第2項関係）

2 広域本部長等は、届出書等の内容が法第10条の2第2項各号に規定する要件のいずれかに該当すると判断したときは、開発行為者に対し、別記第11号様式により是正措置を講じるよう指導するものとする。

3 広域本部長等は、前項の是正措置の結果、届出書等の内容が法第10条の2第2項各号に規定する要件のいずれにも該当せず、不備がないと認めた場合は、速やかに受理するものとする。

4 広域本部長等は、第1項第3号から第12号に規定する届出書等を受理した場合は、別記第12号様式（その1）により開発行為者に受理した旨を通知するものとする。

5 広域本部長等は、第1項第1号、第3号から第7号、第9から第10号及び第12号の届出書等を受理した場合は、遅滞なく、別記第12号様式（その2）により関係市町村長へ通知するものとする。

6 広域本部長等は、届出書等（第1項第2号を除く）を受理した場合は、遅滞なく、別記第13号様式により当該届出書等の写しを添付のうえ、農林水産部長に報告するものとする。

(施行状況報告)

第12 広域本部長等は、要項第14条第2項及び第3項により開発行為者から提出される

施行状況報告書を受理するものとする。

(履行状況調査)

- 第13 広域本部長等は、履行状況調査一覧表（別記第14号様式）及び履行状況調査表（別記第15号様式）を作成するものとする。
- 2 広域本部長等は、履行状況調査により、開発行為が適正ではないと認める場合は、その是正措置を講じるよう指導するものとする。
- 3 広域本部長等は、要項第14条第2項に係る履行状況に係る調査の結果を毎年6月末日までに、第3項に係る履行状況に係る調査の結果を毎年9月15日までに、第12の施行状況報告を添付して、農林水産部長に報告するものとする。

(段階確認)

- 第14 広域本部長等は、開発行為者から、要項第13条第2項に規定する林地開発行為段階確認届出書を受理した場合は、速やかに段階確認を行うものとする。
- 2 広域本部長等は、前項の段階確認の結果、当該開発行為が許可の内容に適合していないと認めた場合は、開発行為者に是正措置を講じるよう指示するものとする。
- 3 広域本部長等は、第1項の段階確認により適正と認めた場合及び前項の是正措置が適正に履行されたと認めた場合は、別記第16号様式により、遅滞なく開発行為者にその旨通知するものとする。
- 4 広域本部長等は、遅滞なく段階確認の結果を農林水産部長に報告するものとする。
- 5 段階確認において確認すべき事項及びその他事務の取扱い等については「林地開発行為の完了確認等の事務取扱いについて（別記1）」によるものとする。

(完了の確認)

- 第15 広域本部長等は、開発行為者から提出された要項第17条第1項に規定する林地開発行為完了届出書（以下「完了届出書」という。）又は要項第18条第1項に規定する林地開発行為部分完了届出書（以下、「部分完了届出書」という。）を受理した場合は、速やかに完了の確認を行うものとする。
- 2 広域本部長等は、前項の完了の確認の結果について別記第17号様式（その1）により、遅滞なく開発行為者へ通知するものとする。
- 3 広域本部長等は、第1項の完了の確認の結果、当該開発行為が許可の内容に適合していると認められない場合は、開発行為者に是正措置等を講じるよう指示するものとする。
- 4 広域本部長等は、第1項の完了の確認により適正と認めた場合及び前項の是正措置等が適正に履行されたと認めた場合は、別記第17号様式（その2）により、遅滞なく関係市町村長にその旨通知するものとする。
- 5 広域本部長等は、遅滞なく完了等の確認の結果を農林水産部長に報告するものとする。
- 6 完了の確認において確認すべき事項及び事務取扱い等については、「林地開発行為の完了確認等の事務取扱いについて（別記1）」によるものとする。
- 7 農林水産部長が行う完了等の確認（森林審議会から意見を聴取した案件に限る。）については、完了届出書又は部分完了届出書を広域本部長等経由で受理することとした上で、第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定を準用するものとする。

(連絡調整)

- 第16 広域本部長等は、法第10条の2第1項に基づく許可を要しない開発行為について、

同項第1号及び第3号に規定する国又は地方公共団体及び省令第5条に規定する事業を行おうとする者（以下「地方公共団体等」という。）から開発行為について協議書の提出があった場合は、法第10条の2第2項及び第3項の規定の趣旨に即して開発行為が行われるよう、十分な連絡調整を行うものとする。

- 2 広域本部長等は、別記第18号様式により林地開発行為協議審査調書を作成するものとする。
- 3 広域本部長等は、前項の連絡調整を了した場合は、遅滞なく別記第19号様式により地方公共団体等に調整結果を通知するものとする。
- 4 広域本部長等は、地方公共団体等から当該開発行為の林地開発計画変更届出書の提出があった場合には、第1項の規定を準用する。ただし、届出を受けた場合であって、その内容が軽微なものであると認められるときは、第1項の規定にかかわらず開発行為の変更を了承することとし、その旨を別記第20号様式により地方公共団体等に通知するものとする。
- 5 広域本部長等は、連絡調整を完了した又は変更を了承した旨を、遅滞なく別記第21号様式により農林水産部長に報告するものとする。
- 6 広域本部長等は、地方公共団体等から当該開発行為の完了報告書の提出があった場合は、遅滞なく別記第22号様式により農林水産部長に報告するものとする。

（災害事案の指導と完了の確認）

第17 広域本部長等は、開発行為地及び開発行為により影響を受けていると判断される地域（以下「周辺地」という。）における災害発生に伴い、要項第23条の規定による林地開発行為災害発生届出書の提出があった場合は、速やかに現地調査のうえ、開発行為者に対し、必要な措置を講じるよう指導を行うものとする。

- 2 災害の種類は以下のとおりとする。
 - (1) 土砂流出及び土砂崩壊による災害
 - (2) 洪水及び雨水流出による災害
 - (3) 工事施工に伴う災害
 - (4) その他開発行為に伴う災害
- 3 開発行為地及び周辺地で災害が発生した場合は、広域本部長等は速やかに災害調査を行い、別記第23号様式により、速やかに森林保全課長に報告するものとする。
- 4 開発行為者は、速やかに別記第24号様式により災害復旧計画書を作成し、広域本部長等に提出するものとする。

なお、周辺地の災害であって開発行為と発生原因の因果関係が不明な場合は、専門的知識を有する第三者に調査を依頼し、結果を踏まえて対応するものとする。
- 5 広域本部長等は、災害復旧計画について農林水産部長と協議するものとする。
- 6 広域本部長等は、農林水産部長との協議が整い次第、災害復旧計画を認定するものとする。
- 7 開発行為者は、災害復旧計画書に従い、災害復旧工事を実施するものとする。
- 8 開発行為者は、災害復旧工事の施工に変更が生じた場合は、あらかじめ広域本部長等に災害復旧計画変更届（別記第25号様式）を提出のうえ確認を受けるものとする。
- 9 開発行為者は、災害復旧工事を完了した場合は、速やかに別記第26号様式により「災害復旧工事完了届」を広域本部長等に提出するものとする。
- 10 広域本部長等は、前項に定める届が提出された場合は、速やかに完了確認を行い、災害復旧計画書（及び災害復旧計画変更届出書）のとおりの工事が実施されており、完了が適正

と認められた場合は、別記第 27 号様式により災害復旧工事の完了を確認した旨を通知するものとする。

- 11 広域本部長等は、災害復旧工事の内容について是正の必要があると認めたときは、開発行為者に対して、別記第 28 号様式により災害復旧工事の是正措置を指示するものとする。
- 12 開発行為者は、是正措置が完了したときは、災害復旧工事是正措置の完了報告書を別記第 29 号様式により広域本部長等に提出し、災害復旧工事の完了確認を受けなければならない。
- 13 広域本部長等は、遅滞なく完了等の確認の結果を農林水産部長に報告するものとする。

(違反事案の調査)

第 18 広域本部長等は、要項第 24 条第 1 項に基づき違反事案の疑い又はおそれのある林地開発行為の調査、確認を行い、次の各号の実態を把握する。

- (1) 開発行為地の所在地及び面積
 - (2) 開発行為者及び開発行為地の土地所有者（以下「開発行為者等」という。）の住所、氏名
 - (3) 開発行為地及び開発行為地内の地域森林計画対象民有林（以下「林地開発行為地」という。）の面積
 - (4) 法第 10 条の 2 第 2 項各号の該当の有無
 - (5) 他法令の許認可の有無
 - (6) （許可条件違反事案の場合）許可を受けている者の住所、氏名、許可年月日及び条件違反の内容
 - (7) その他必要な事項
- 2 広域本部長等は、前項の内容のほか、次の事項について開発行為者等から直接聞き取りの上、確認を行うものとする。
- (1) 開発行為の目的
 - (2) 開発計画の規模
 - (3) 開発行為者等の住所、氏名
 - (4) （許可条件違反事案の場合）条件違反の行為が行われた時期
 - (5) その他必要な事項
- 3 広域本部長等は、第 1 項及び前項で調査、確認した結果について取りまとめ、林地開発行為実態調査書（別記第 30 号様式）を作成する。
- 4 広域本部長等は、開発行為の内容を調査した結果、関係他法令に違反する疑い又はおそれがある場合は、開発行為の内容及び措置の内容等について、関係機関に情報提供を行い、相互に連携を図るものとする。

(違反事案の中止指導)

第 19 広域本部長等は、第 18 により違反事案であると判断した場合、第 20 の方針の決定がなされるまでの間、要項第 24 条第 2 項に基づき、別記第 31 号様式により開発行為を中止するよう指導を行うものとする。

(処理方針の決定)

第 20 広域本部長等は、要項第 24 条第 2 項に基づく是正指導の方針について決定するものとし、必要に応じて農林水産部長と協議を行うことができるものとする。

(違反事案の復旧指導)

- 第21 広域本部長等は、第20により、林地開発行為地を森林に復することと決定した場合、要項第24条第2項に基づき、別記第32号様式により森林に復旧するよう指導を行うものとする。
- 2 違反行為者は、広域本部長等が前項の指導で指示した期限までに、別記第33号様式により復旧計画書を提出しなければならない。
- 3 広域本部長等は、復旧計画書の提出があったときは、農林水産部長と協議のうえ、その内容について審査し、適切なものと認めるときは、復旧工事の実施を別記第34号様式により違反行為者に通知するものとする。
- 4 違反行為者は、復旧工事に着手したときは、広域本部長等に別記第35号様式により復旧工事着手届を提出しなければならない。
- 5 違反行為者は、復旧工事について変更する必要があるときは、広域本部長等に別記第36号様式により、変更復旧計画書を提出しなければならない。
- 6 広域本部長等は、違反行為者から変更復旧計画書の提出があったときは、復旧計画書の提出があったときに準じて処理するものとする。
- 7 違反行為者は、復旧工事を完了した場合は、広域本部長等に別記第37号様式により復旧工事完了届を提出しなければならない。

(違反事案の復旧完了確認)

- 第22 広域本部長等は、違反行為者から復旧工事完了届の提出があった場合、「林地開発行為の完了確認等の事務取扱いについて（別記1）」により復旧工事の確認を行い、復旧計画書のとおり実施されているときは、別記第38号様式により復旧工事の完了を確認した旨を通知するものとする。
- 2 広域本部長等は、復旧工事の内容について是正の必要があると認めたときは、違反行為者に対して、別記第39号様式により復旧工事の是正措置を指示するものとする。
- 3 違反行為者は、是正措置が完了したときは、復旧工事是正措置の完了報告書を別記第40号様式により広域本部長等に提出し、復旧工事の完了確認を受けなければならない。
- 4 広域本部長等は、遅滞なく完了等の確認の結果を農林水産部長に報告するものとする。

(違反事案の監督処分等)

- 第23 要項第24条第3項に規定する監督処分及びその他の手続きは次によるものとする。
- 2 中止命令は次の各号によるものとする。
- (1) 広域本部長等は、違反行為者が、要項第24条第2項に基づく中止指導に従わない場合は、違反事案について、別記第41号様式により農林水産部長に速やかに報告するものとする。
- (2) 前項の報告を受けた農林水産部長は、要項第24条第2項に基づき、別記第42号様式により改めて中止指導を行うものとする。
- (3) 前項の中止指導に基づき、違反行為者が林地開発行為を中止したときは、農林水産部長は第20及び第21により違反状態の是正を図るものとする。
- (4) 違反行為者が第2号の中止指導に従わない場合、知事は法第10条の3の規定に基づき、別記第43号様式により、中止命令を行うものとする。
- 3 復旧命令は次の各号によるものとする。
- (1) 広域本部長等は、違反行為者が、要項第24条第2項に基づく復旧指導に従わない場合は、違反事案について、別記第41号様式により、農林水産部長に速やかに報告する

ものとする。

- (2) 農林水産部長は、前号の報告を受けたときは、林地開発行為地を直ちに復旧するよう、要項第24条第2項に基づき、別記第44号様式により改めて復旧指導を行うものとする。
- (3) 農林水産部長は、前号の復旧指導に基づき、違反行為者が復旧計画書を提出したときは、第21に準じ処理するものとする。
- (4) 違反行為者が第2号の復旧指導に従わない場合は、知事は法第10条の3の規定に基づき、別記第45号様式により復旧命令を行うものとする。
- 4 農林水産部長は、知事が第2項第4号又は第3項第4号に規定する監督処分を行ったときは、別記第46号様式及び第47号様式により、広域本部長等及び関係市町村長に、監督処分を行ったことをそれぞれ通知するものとする。
- 5 要項第24条第4項による許可取消しは、別記第48号様式により行うものとする。
- 6 要項第24条第5項による情報提供については、発出した是正指導、監督処分及び許可取消し文書の写しを添付のうえ、速やかに行うものとする。

(事務処理経過の記録)

第24 農林水産部長は、林地開発行為の許可及び連絡調整をした場合は、別記第49号様式により、林地開発行為許可一覧表等を整備するものとする。

(事務実施状況報告)

第25 広域本部長等は別記第50号様式により、毎年3月末日時点の林地開発許可事務の実施状況を、翌年度の4月20日までに農林水産部長に報告するものとする。

(定期報告)

第26 広域本部長等は別記第51号様式により、毎月の事務処理状況を森林保全課長に報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に許可された開発行為（この要領の施行前に許可され、施行後に変更許可された開発行為を含み、施行日前に当該行為が完了した箇所の全部又は一部に限る。）について、第14及び第15における確認の基準については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年（2025年）3月1日から施行する。

(別記1)

林地開発行為の完了確認等の事務取扱いについて

要領第15に規定する完了確認及び第14に規定する段階確認は、次のとおり実施するものとする。

1 林地開発行為の完了確認の実施に係る一般的事項

(1) 完了確認の通知

確認の実施に当たっては、あらかじめ別記第52号様式により確認員を指定し、別記第53号様式により開発行為者に通知するものとする。

(2) 確認の実施

確認員は、当該開発行為が許可の内容に適合しているかどうかについての判定を行い、別記第52号様式により所属長に復命するものとする。

(3) 完了確認における確認の範囲

確認すべき事項は、原則として開発行為の許可申請書及び計画図書に記載された範囲内とする。

(4) 完了確認の種類について

ア 開発行為の完了の確認

林地開発行為完了届出書が提出された場合は、現地確認を行い、許可申請書の内容や許可条件等に基づき履行されているかどうかの確認を行い、その適否の判断を文書等により申請者へ通知するものとする

イ 開発行為の部分完了の確認

林地開発行為部分完了届出書が提出された場合は、原則として次の要件を満たす可分な出来形部分について、アに準じて取り扱うものとしたうえで、下記により確認を行うものとする。

(ア) 開発行為が申請時においてあらかじめ工区等の区域区分がなされており、部分完了確認をする区域が、その工区等の区域の全部であること。

(イ) 部分完了確認をする区域の残置森林等の配置及び防災施設等の規模、構造、配置等が許可申請の内容及び許可条件のとおりなされていること。

(ウ) 部分完了確認をする区域及び周辺地域に対し土砂の流出等の災害の発生のおそれがないように措置されていることが明らかであること。

(エ) 部分完了をした開発行為の状態及び開発行為者の過去の実績等から判断して、部分完了確認をする区域以外の開発行為についても、許可申請の内容及び許可条件に従って完了することが明らかであること。

(5) 完了確認の方法

完了確認の実施に当たっては、あらかじめ開発行為者に対し、設計図書、工事仕様書、出来形管理、写真管理、測量野帳を準備し、確認員の求めに応じ、適宜書類が開示できるよう指導するものとする。

また、確認員は出来形の検測や関係書類の審査を行う場合下記により確認を行う。

ア 量的な確認について

施設が広範囲にわたるものや筋工、柵工等のような数量の多い工種については無作為抽出により確認すること。

なお、防災施設等の目的から判断して、その機能を満足し得るものであれば、局部的な数量の増減は許容し得るものであること。

イ 質的な確認について

(ア) 防災施設等の機能が保持できる品質、強度等があり、施設を設置した目的に対応できる耐久性が確保されていること。

(イ) 防災施設については、計画図書等の規格及び工法で行われていること。

(ウ) 数量の多い工種については、無作為抽出により確認すること。

ウ その他

確認時点において目視できない部分については、写真管理（寸法表示）等で判断すること。

2 完了確認で確認すべき事項

完了確認では、林地開発許可制度の趣旨を踏まえ、次の一覧表から該当する項目を選択し、実施すること。

完了確認点検事項一覧表

工種	確認検査の内容	摘 要
立木伐採	* 要項に定めた範囲で伐採を行っているか	* 工事にかかる分のみの伐採が行われているかを確認する
一般土工	* 縦横断面図に従って実施された法面勾配等が安定したものであるか * 盛土締固めの状況 * 盛土地盤の処理状況 * 軟弱地盤基礎処理工事の実施量 * 軟弱地盤処理の工法及び試験データ	* 切土、盛土、捨土が適切に行われているか「林地開発許可設計・審査基準」に照らして判断する * 転圧等の実施状況写真及び盛土材の試験データを確認する * 地剥ぎ、有機物の除去状況と段切りを確認する * 資材伝票、写真、出来形図等で判断する * 現地の状況に応じた工法の選定状況及び試験データを確認する
えん堤工類	* 施工目的を達し得る規模であるかの寸法 * 構造物の安定計算上で必要な寸法が確保されているか	* 貯砂用のえん堤であれば有効 高、有効幅、現溪床勾配等の把握を行い、貯砂容量が設計と変わらないことを確認する * 安定計算の基礎となる放水路天端厚、上下流法、堤高、放水路断面績等を確認する * 堤体破壊が生じない程度の品質を確認する

土留工類	*背面の工作物及び土砂等を抑止し安定させるのに必要な寸法 *構造物の安定上必要な寸法	*高さ、天端厚、延長等を確認するが、その判断は切取法面を安定させる目的で計画して土留工等で法面が安定していれば許容できるものとする *安定計算の基礎となっている天端厚、表裏法、壁高等を確認する *堤体破壊が生じない程度の品質を確認する
洪水調節池類	*洪水調節容量の確保	*調節容量、放流量等が計画どおりなされているかを出来形図及び現地により確認する *オリフィスロの内径及び放流管の傾斜を確認する
水路工類	*地表水、暗渠等から誘導された地下水を安全に流下し得る断面 *流末処理が適正に行われているか *漏水を最小限に留め得る措置がなされているか	*水路工の寸法、勾配及び数量等の抽出測定を行い確認する *布団籠等による流末部の洗掘防止施設を確認する
暗渠工類	*地下浸透水、湧水等を地表まで誘導でき得る規格及び数量	*箇所数、規格及び延長を確認する *管を沢底に敷設し、その上部を礫等で確実に覆っているかを写真等により確認する *地下水を容易に集水し、排水できる仕様になっているか等を確認する
柵工類	*法面の安定及び特殊植栽（網棚の萌芽）等、適しているか *背面堆積土の流出防止上の機能を果たしているか	*高さ、規模、延長の確認を行う *杭の打ち込みの深さを写真等により確認する
筋工類	*法面の侵食防止等に必要な数量が確保されているか *植生の活着及び発芽、生育が可能か	*一定面積内の数量確認を行う *筋工等の間隔及び単位面積当たりの延長が規定されている場合はその数量を確認する
緑化	*表土の侵食防止を目的とした緑化の効果が発揮されているか *植生の活着や発芽状況、生育状況が良好か	*植生の定着状況を目視により確認する ※目視による確認の際は、森林土木事業植生工の生育判定基準を参考にすること。また、判定により「不可」となった場合には、植生が定着しないと判断できる。

植栽工類	* 植栽目的にあった数量	* 樹種、規格、植栽本数（苗間列間）等を確認する ※ 活着状況を確認する
残置森林等	* 残置森林率、森林率を確保できる規模かどうかを位置、幅、面積等で確認	* 残置森林等の幅、位置等を計画書に照らして適切であるか等を確認する
資材の品質等	* 構造上必要な強度、品質、形状を確保しているか	* シュミットハンマー等によるコンクリートの強度を確認する * コンクリートにクラック等がないかを確認する * 鋼製枠や布団籠の場合、中詰め石等が標準仕様どおりかを確認する * 鋼材やコンクリート製品等の二次製品を使用する場合、試験表により強度、材質等を確認する

3 防災施設及び残置森林等の修補

- ア 完了確認の結果、当該開発行為が修補を必要とする場合は、別記第54号様式「林地開発行為の完了確認後の修補について」により、開発行為者に通知するものとする。
- イ 開発行為者は、修補工事を完了した場合は、別記第55号様式「修補工事完了届」により、遅滞なく知事に届出るものとする。
- ウ 修補工事完了届の提出があった場合は、1及び2に準じて、完了を確認するものとする。

4 段階確認

林地開発行為段階確認届出書の提出がなされた場合については、別記第56号様式で開発行為者に通知のうえ、1の（4）アに準じて段階確認をするものとする。

また、防災施設のうち、調節池の機能が確保された状態の確認は、幅、深さ、オリフィスの内径、放流管を計画図面と照合することとする。

なお、確認方法及び修補については、前項に準ずるものとする。

【参考】

森林土木事業植生工の生育判定基準

1 目的

森林土木事業で施工される植生工は、侵食の防止や自然環境の保全を目的として施工されるが、木本類の種子の導入が多くなったことに加え、施工から生育まで期間がかかり、しゅん工検査時において、その成果の確認が困難であることが多い。

このため、しゅん工検査後、一定期間を経過した時点で、植生の生育状況を確認し、生育を判定することを目的とする。

2 生育判定の適用範囲

本生育判定基準の適用範囲は、治山及び林道工事等において施工する緑化工事※を対象とし、判定にあたっては緑化目的に合った基準で表1により判定することとする。

なお、特別な種子配合を用いる斜面樹林化工及び無播種の自然回復緑化工等については、本基準の3生育判定の内容及び4生育判定の手法の1)は適用しないが、4生育判定の手法の2)及び5生育判定後の対応方法は適用範囲とする。

表1 緑化目的と適用基準

	主たる緑化目的	適用
区 分	侵食・風化等防止	草 地 型
	森林造成等	木本群落型

※ 緑化工事とは、植生基材・客土・種子吹付工及び植生マット・シート工等をいい、法枠工及び簡易法枠工の枠内吹付も含む。

3 生育判定の内容

1) 生育判定時期

生育判定の時期は、表2を目安として行うものとする。

表2 生育判定の時期の目安

施 工 時 期		判 定 時 期
春 期	3 ～ 5 月	施工後約90日
夏 期	6 ～ 8 月	10月～11月中旬
秋 期	9 ～ 10 月	翌年6月初旬
冬 期	11 ～ 2 月	翌年（同年）7月初旬

注）冬期施工で1月・2月の場合の判定時期は同年7月初旬となる。

2) 生育判定基準

生育判定は、表3及び表4を目安として行うものとする。

表3 草地型における生育判定の目安

評 価	判 定 時 の 植 生 状 態	対 応 策
草 地 型	可 のり面から10m程度離れると、のり面全体が「緑」に見え、植被率が70%以上である。	無し。
	判定 保留 1㎡あたり10本程度の発芽はあるが、生育が遅い。 植被率が50～70%程度である。	判定時期が春期・夏期の場合は1～2ヶ月、秋期・冬期の場合には翌春まで様子を見る。

	不可	生育基盤が流亡して、植物の成立の見込みがない。 植被率が50%以下である。	再施工する。
--	----	--	--------

表4 木本群落型における生育判定の目安

評価		判定時の植生状態	対応策
木本群落型	可	植被率が30～50%であり、木本類が10本/㎡以上確認できる。	無し。
		植被率が50～70%であり、木本類が5本/㎡以上確認できる。	無し。
	判定保留	草本類に70～80%覆われており、木本類が1本/㎡以上確認できる。	翌年の春まで様子を見る。
		所々に発芽が見られるが、のり面全体が裸地状態に見える。	判定時期が春期・夏期の場合は1～2ヶ月、秋期・冬期の場合には翌春まで様子を見る。
	不可	生育基盤が流亡して、植物の成立の見込みがない。	再施工する。
		木本類の発芽が確認できない。	木本種子を追播する。
草本類の植被率が90%以上で、木本類が被圧されている。		草刈り後、様子を見て対策を講じる。	

なお、生育判定の手順は、「別紙」フローチャートのとおりとする。

4 生育判定の手法

1) 調査方法

生育判定調査票は別記様式3とし、調査方法は次のとおりとする。

- ①草地型については、法面から10m程度離れたところから、目視により全体的な植被率（植物が法面を被覆している面積の割合）を判定する。
- ②木本群落型については、目視での植被率判定に加え、平均的な植生状態の箇所に、方形枠（1m×1m又は0.5m×0.5m）を設定し、木本類1㎡当たりの生育本数を調査し判定する。
- ③工種別に連続した法面を1法面とし、その法面毎に生育判定を行う。
但し、木本群落型で、200㎡以下の小規模な法面については目視による調査とし、生育本数調査を省くことができるものとする。

2) 生育判定調査者

- ①監督員は施工管理資料等を確認のうえ、事前に請負者と判定時期等について協議し、その内容を工事打合せ書等により処理するものとする。
- ②生育判定は、各地域振興局の係長級以上の職員が行うものとする。

3) 生育判定調査の結果

発注者は、生育判定調査後速やかに、その結果を別記様式1により請負者に通知する。
また、生育判定調査に係る資料（別記様式1～3）については、工事設計図書等に添付し履歴を管理する。

5 生育判定後の対応方法

1) 可の場合

生育判定後の対応は無い。

2) 不可の場合

3－2) 生育判定基準の対応策により対応するものとする。

3) 判定保留の場合

3－2) 生育判定基準の対応策により経過観察となるが、経過観察は1回までとする。
経過観察後の生育判定で、可及び不可となった場合は、前記1)、2)の取扱いによる
こととし、判定保留となった場合は、不可に準じた取扱いとする。

4) 再施工等の取扱い

生育不良により再施工等を行う場合は、発注者及び請負者で十分協議を行い、生育不良の原因と責任の所在を明らかにしたうえで、施工するものとする。

5) 再施工後の取扱い

再施工後においても生育判定を行うこととする。
再施工後の生育判定の結果、可及び不可の場合は、前記1)、2)の取扱いによること
とし、判定保留の場合は、不可に準じた取扱いとする。

6 本基準適用日

平成20年 1月30日

平成20年12月25日（一部改正）

平成22年 4月 1日（一部改正）

（※本文中の別記様式1～3及び別紙「フローチャート」については、表記省略）

別表

森林審議会に諮問する林地開発行為の基準

(平成3年9月9日付け森林審議会長から知事あて答申)

森林審議会に諮問する林地開発行為は、森林法第10条の2に該当する行為のうち、次表に該当するものとする。

ただし、次表に該当しない開発行為であっても、①土砂の流出による災害や水害、水資源への影響等、下流域に重大な影響を及ぼす開発行為、②周辺地域の自然環境や生活環境に重大な影響を及ぼすと考えられる開発行為については、森林審議会の意見を聴かなければならない。

開発行為の目的	森林審議会の意見の徴取を要する案件
別荘地の造成	開発行為に係る森林面積が、5ヘクタール以上の開発行為 (変更にあつては、拡大開発する森林面積が5ヘクタール以上の開発行為)。
ゴルフ場の造成	開発行為に係る森林面積が、10ヘクタール以上の開発行為 (変更にあつては、拡大開発する森林面積が10ヘクタール以上の開発行為)。
宿泊施設 レジャー施設の設置	開発行為に係る森林面積が、5ヘクタール以上の開発行為 (変更にあつては、拡大開発する森林面積が5ヘクタール以上の開発行為)。
工場・事業場の設置	開発行為に係る森林面積が、10ヘクタール以上の開発行為 (変更にあつては、拡大開発する森林面積が10ヘクタール以上の開発行為)。
住宅団地の造成	開発行為に係る森林面積が、10ヘクタール以上の開発行為 (変更にあつては、拡大開発する森林面積が10ヘクタール以上の開発行為)。
土砂等の採掘	開発行為に係る森林面積が、10ヘクタール以上の開発行為 (変更にあつては、拡大開発する森林面積が10ヘクタール以上の開発行為)。
その他	開発行為に係る森林面積が、5ヘクタール以上の開発行為 (変更にあつては、拡大開発する森林面積が5ヘクタール以上の開発行為)。

別記第 1 号様式（その 1）

第 号
年 月 日

河川課長又は
地域振興局土木部関係各課長 様

広域本部又は地域振興局
林務課長又は森林保全課長

開発行為に伴う調節池等の設置について（依頼）

このことについて、（申請者）から、別添「開発行為の概要」のとおり、森林法に基づく開発行為の事前相談がありました。

つきましては、本件の「開発許可申請に伴う調節池設置基準（案）」への適合について依頼します。

所属 担当 （内線 ）
--

別記第 1 号様式（その 2）

開発行為の概要

1 開発行為者の住所・氏名

2 開発予定地の所在地

3 開発行為の目的

4 開発予定地の面積

(1) 開発行為に係る森林区域 ヘクタール

(2) 開発区域 ヘクタール

5 添付図面

(1) 位置図

(2) 土地利用計画図

(3) 現況流域図

(4) その他

別記第2号様式（その1）

第 号
年（ 年） 月 日

（申請者）様

熊本県農林水産部長 印
（熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印）

林地開発（変更）許可申請書に対する補正について（通知）

年（ 年） 月 日付けで提出のあった林地開発(変更)許可申請書について、内容を確認したところ別添「補正箇所一覧表」に示す箇所について補正が必要です。補正した書類等を 年（ 年） 月 日までに3部提出してください。

なお、提出の際は、補正箇所一覧表の申請者回答欄に補正事項への対応内容を記載し、添付してください。

所 属
担 当
連絡先

関係図書	補正指示内容	申請者回答欄
林地開発（変更）許可申請書		
目次		
位置図		
現況写真		
事業計画書		
工事工程表		
一時利用計画概要書		
土工量計算書		
排水施設等計画一覧		
排水施設等計画流量計算書		
洪水調節池等検討一覧		
洪水調節池、余水吐、沈砂池等流出入計算書		
残置森林等の管理に関する誓約書		
関係他法令手続き状況一覧表		
関係他法令の許認可等の写し		
地域住民等への説明結果概要書		
利害関係者等との協定書の写し		
林地開発区域内土地所有者等関係権利者一覧表		
土地の登記事項証明書		
林地開発区域内土地所有者等関係権利者の同意書		
開発区域周辺居住者等の同意書		
隣接土地所有者の同意書		
申請者の信用に関する書類		
防災措置を講ずる能力に関する書類		
資金計画書		
区域図		
現況図		
土地利用計画図		
用途別求積図		
地籍図		
切土盛土計画平面図		
計画縦横断面図		
流域現況図		
排水施設計画平面図		
防災施設等設計図		
緑化計画図		
その他必要な書類		

（※ 補正の必要がない関係図書欄については、削除すること。）

林地開発許可（変更）現地調査表

申請者	住 所		
	氏 名		
開発行為の目的			
開発行為の場所			
開発行為に係る 森 林 の 面 積			
開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 現 況	地 況		
	林 況		
	その他		
周辺地域における住宅、農地、道路、公園その他の施設の状況			
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況			
周辺地域の自然環境及び生活環境の状況			
調 査 者 職 氏 名			
調 査 年 月 日			

(記入例) 別記第3号様式

林地開発許可（変更）現地調査表

申請者	住 所	〇〇市〇〇1234番	
	氏 名	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
開発行為の目的		住宅団地の造成 (事業)	
開発行為の場所		〇〇市〇〇字〇〇567番 ほか〇筆	
開発行為に係る 森 林 の 面 積		〇〇. 〇〇〇〇ha	
開発行為を しようとする 森林の現況	地 況	標高100～150m、傾斜35～40度の凹地形、新生代第4紀洪積世輝石安山岩、崩壊地及び湧水なし、地すべりの記録なし	
	林 況	スギ、30年生 保安林及び公益的機能別施業森林等は含まれない	
	その他	特になし	
周辺地域における住宅、 農地、道路、公園その他の 施設の状況		当該地は、集落地から300m程度離れた所に位置し、町道が運搬道路となっている。また、東側に放流先の〇〇川（〇級河川）が流れており、下流1km程度の位置に相当数の住宅、田畑が存在する。	
当該森林の水源かん養機能に 直接依存する地域の水需給の状況		当該森林に水源を直接依存している地域はない。	
周辺地域の自然環境及び 生活環境の状況		自然公園区域外であり、周辺にはヒノキの人工林が存在している。また、運搬道路として町道を使用する計画である。	
調査者職氏名		技師 〇〇 〇〇	
調査年月日		〇〇年〇月〇日	

第 号
年（ 年） 月 日

（関係市町村長） 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

林地開発許可（変更）申請に係る意見について（照会）

このことについて、下記の者から森林法第10条の2第1項の規定に基づき（変更）申請がありました。

つきましては、同法第10条の2第6項の規定に基づき、貴職の意見を求めますので、別記第4号様式（その2）により 年（ 年） 月 日までに回答いただきますようお願いいたします。

なお、当該意見書（写し）を申請者に提示し、対応方針の報告を申請者に求めますので、御承知いただきますようお願いいたします。

記

1 申請者の住所・氏名

2 開発行為に係る森林の所在場所

3 開発行為の目的

4 申請面積

（1）開発行為に係る森林の面積

ヘクタール

（2）事業区域面積

ヘクタール

5 事業計画書等

別添の林地開発許可（変更）申請書（副）のとおり

所 属
担 当
連絡先

第 号
年（ 年） 月 日

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様

市町村長

林地開発許可（変更）申請に係る意見について（回答）
年 月 日付け 第 号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

開発行為の場所		申 請 者 住所氏名	
開発の目的			
1. 当該申請に係る事業と市町村土地利用計画及び事業計画等との関連			
2. 当該申請に係る事業と周辺地域における住民の生活及び産業活動との関係			
3. 当該申請に係る事業の市町村行政（雇用、福祉、産業振興等）上の必要性又は効果			
4. 当該申請に係る事業が、国土の保全、水資源の確保及び環境保全に及ぼす支障の有無			
5. 当該開発行為を許可する場合に付すべき条件とする事項及びその理由			
6. 河川管理者としての意見（該当する場合のみ）			
※洪水調節池等の防災施設からの排水先が市町村管理河川の場合には、排水することに関して河川管理者としての意見も記載してください。			
7. その他参考となる事項			
8. 総合意見			

所属 担当 連絡先

別記第5号様式（その1）

第 号
年（ 年） 月 日

（申請者） 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

林地開発（変更）許可申請に対する市町村長意見について（通知）

年（ 年） 月 日付けで提出のありました林地開発（変更）許可申請書に対して、（市町村名）から別添のとおり意見が出されております。

つきましては、（市町村名）担当部局にお問い合わせのうえ、意見への対応方針について 年 月 日までに別記第5号様式（その2）により報告してください。

所 属
担 当
連絡先

別記第5号様式（その2）

年 月 日

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様

(申請者)

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって通知のありました（市町村長）意見
について、下記のとおり報告します。

記

番号	市町村長意見	担当部課	問合せ日	対応方針
1			年月日	
2				

林地開発許可（変更）審査調書（1／3）

申請者	住 所					
	氏 名					
開発行為の目的						
開発行為に係る森林の所在場所						
区 域 面 積		開発行為に係る事業区域面積			ha	
		開発行為をしようとする森林面積			ha	
		開発行為に係る森林の面積			ha	
開発行為をしようとする森林の用途別内訳		土地利用計画			面積	
		造成森林等	造成森林	ha		ha
			造成緑地	ha		
		その他開発行為			ha	
		残置森林	15年生超え	ha		ha
			15年生以下	ha		
		その他森林			ha	
合 計			ha			
森林率	%		残置森林率	%		
事業計画の概要	工事期間	着工	年 月 日		完了	年 月 日
		種類	金額	調達資金 (千円)	種類	金額
	工事費		自己資金			
	用地費		借入金			
	その他		その他			
	計		計			
	その他参考事項 (他法令との関連、土地使用の権利等)					
開発行為をしようとする森林の現況	地 況					
	林 況					
	その他					

周辺地域における住宅、農地、 道路、公園その他の施設の状 況とそれに対して見込まれる 影響		
当該森林の水源かん養機能に 直接依存する地域の水需給の 状況とそれに対して見込まれ る影響		
周辺地域の自然環境及び生活 環境の状況とそれに対して見 込まれる影響		
開発行為に対する関係者の意 見（市町村、地元住民など）		
そ の 他		
調 査 年 月 日		
調 査 者 職 氏 名		
立会者	職氏名(行政関係)	

事 項			許可基準	審査結果	判定
Ⅰ 一 般 的 事 項	計画内容の具体性		具体性があること		
	開発行為に係る森林の土地の権利関係		相当数の同意が得られていること		
	他法令等との関係		開発行為に必要な許認可がなされているかまたは確実か		
	信用		開発を行う為に必要な信用		
	資力		開発を行う為に必要な資力		
	防災措置の施行能力		施行者に能力があること		
	開発行為の規模		必要最小限度であること		
	全体計画との関連		全体計画との関連が明らかなこと		
	一時利用後における原状回復措置		適正であること		
	周辺地域の森林施業に対する配慮		支障を及ぼすおそれのないこと		
	住民の生活及び産業活動への配慮		悪影響を及ぼすおそれがないこと		
Ⅱ 災 害 の 防 止	立木の部分伐採		必要最小限		
	土砂の移動		必要最小限		
	切土、盛土、捨 土を行う場合	土工等	防災施設を先行設置		
			切土は階段状に行うこと		
			盛土は締固を十分に行うこと		
			柵工等の設置		
			施行時期の配慮		
		切土	現地に適合した安全な勾配		
			5～10m毎に小段を設置		
			滑り易い地盤の場合は杭打ち等		
		盛土	勾配35度以下または擁壁等の対策 実施		
			周辺部に人家等があり、法面勾配 が30度より急な場合の対策		
			原則、5 m毎に小段を設置		
			すべり、沈下が無いような措置		
			必要に応じ排水施設（地表水及び 地下水）を設置		
		捨土	土捨て場の位置が適当であること		
	勾配、小段が適切であること				
	法 面 崩 壊 防 止 の 措 置	擁壁等の設置	切土勾配が30度以上、高さ2m以上		
			盛土勾配が30度以上、高さ1m以上		
			土圧等に対し安定であること		
		法面の保護	植生による保護		
			排水施設の設置		
		土砂流出防止の措 置	災害発生するおそれの区域の場合、え ん堤等の設置		
	えん堤等は適切な容量・設置箇所・構 造であるか				
	排 水 施 設 の 設 置	断面の決定	計画流量の排水が可能であること		
			流速の計算	流出係数及び降雨強度は適正か	
構造		堅固で耐久性を有する構造であるか			
		管理ができるものであること			
		洗掘防止の措置			
		流末処理が行われていること			
落石の防止		落石防護柵の設置が行われている			
Ⅱ 及 Ⅲ 水 害 の 防 止	洪水調節池の 設置	必要性	設置の必要性の有無が資料で確認 できるか		
		河川管理者	河川管理者の同意を得ているか		
		調整容量	30年確率又は50年確率の雨量強 度で計算		
			必要な堆砂量が見込まれているか		

		余水吐の構造	200年確率の1.2倍等で算出		
		洪水調節の方法	自然放流式であるか 浸透式の場合は設置しない箇所ではないか		
		洪水調節池の設計	設計は適正か		
	仮設防災施設		設置時期及び設計は適切か		
	防災施設の維持管理		維持管理方法を明らかにしているか		
Ⅳ 水の確保	水量の確保	貯水池導水路の設置	管理者の同意を得ているか 水利用に支障はないか		
	水質悪化の防止		沈砂池の設置等が行われているか		
Ⅴ 環境の保全	森林率		%以上		
	残置森林の割合		%以上		
	残置森林の位置		周辺部に設置される		
	残置森林の幅		おおむね30m		
	造成森林の内容		樹高1 m以上の高木性樹木を植栽		
	残置森林の管理		善良な管理が明らかであること		
	騒音、粉じん等の著しい影響の緩和や風害等からの周辺の植生の保全が必要な場合		残置森林等は周辺に設置しているか 森林内に希少動植物の保護は必要ないか		
	景観の維持		可能な限り緑化や周辺森林の残置 太陽光パネル等の景観等		
総合判定					

(○：適又は有 ×：不適又は無 ／：該当なし又は必要なし)

熊本県指令 第 号
(住所)
(氏名)

年 月 日付けで(変更)許可申請のあった林地開発行為については、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項及び第4項の規定に基づき次の条件を付して許可します。

年 月 日

熊本県知事 印

1 許可の内容

- (1) 開発行為に係る森林の所在場所及び土地の面積
- (2) 開発行為の目的
- (3) 開発行為の内容
- (4) 開発行為の期間

開発行為を許可した日から 年 (年) 月 日まで

2 許可条件

次に掲げる条件に従って開発行為を行わない場合は、開発行為期間内にあっても、開発許可を取り消すことがあります。

- (1) 開発行為は、(変更)許可申請書及び添付図書等の内容に従って行うこと。
- (2) 工事实施に当たっては、熊本県林地開発許可制度実施要項の林地開発許可施工管理基準に基づき適切な施工管理を行うこと。
- (3) 防災施設のうち、下流域への災害防止機能を有する施設(注:洪水調節池、沈砂池、えん堤など開発行為の内容に応じて具体的に記載)の設置を先行すること。洪水調節池及び沈砂池の沈殿物の除去など排水施設等の管理は、十分に行うこと。また、切土、盛土及び捨土が崩壊し、区域外に流出しないよう防災措置を講じること。
- (4) 前号の施設に係る立木伐採が完了したとき及び工事が完了したときには、それぞれ遅滞なく知事に届け出ること。また、県の職員が施工結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 第3号の施設の設置確認を受けなければ、本体工事に着手できないものとし、造成工事が完了したときには、県の職員による確認を受けること。
併せて、暗渠排水施設の設置に当たっては、造成前に施工状況及び完了の写真を県の職員に提出すること。
また、県の職員が施工結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (6) 県の職員が開発行為の施行状況報告に対する履行状況調査及びその他必要に応じて開発行為の調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (7) 開発行為を完了したときは、遅滞なく知事に届け出ること。また、県の職員が施工結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。

- (8) 開発行為を中止し、又は廃止するときは遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講じるとともに、県の職員が実施結果について確認を行う場合には、これを拒否しないこと。また、開発行為を再開する場合についても遅滞なく知事に届け出ること。
- (9) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ知事に届け出ること。また開発行為者の氏名等の変更及び開発行為に係る地位の承継を行う場合にも遅滞なく届け出ること。
- (10) 開発行為の計画を変更するときは、あらかじめ変更許可申請等を行うこと。
- (11) 開発行為中に災害が発生し、かつ周辺地域に影響を及ぼす場合には、直ちに必要な応急措置を講じ、安全を確保すること。また、速やかに知事に届け出た上で、地域住民等に状況を説明すること。
- (12) 緑化は、緑化計画に基づき確実に実施すること。
- (13) 事業区域内の森林については、必要かつ適切な施業を実施し、機能の維持増進に努めること。
- (14) 開発行為地には、熊本県林地開発許可制度実施要項に定められた林地開発行為標示板を掲示すること。
- (15) (許可申請時に確約書を提出している場合に追加)
施行者が確定した後、工事に着手する前に、施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を森林保全課に提出して確認を受けること。

〔 必要に応じて、条件を追加する。〕

3 その他

- (1) 開発行為地内に関係者以外の立入りができないよう必要な措置を講じる等、安全対策を徹底すること。
- (2) 工事車両等、開発行為に係る車両の通行に伴う粉じんの発生を抑えるため、散水等の措置を講じるとともに、道路を汚損した場合は直ちに清掃し、事故防止措置を講じるとともに、道路管理者に連絡すること。
- (3) 熊本県林地開発許可制度実施要項第16条第1項第1号から第3号までの規定に該当する計画の変更がある場合には、当該変更開発行為着手日の80日前（ただし、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項に規定する休日を除く）までに林地開発変更許可申請書を必ず提出すること。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
なお、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、審査請求に代わり、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。
- 2 この処分について不服があるとき（不服の理由が前項なお書に規定するものである場合を除く。）は、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁定があったことを知った日）の翌日から起算して6

か月以内に、熊本県を被告として（訴状において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、不服の理由が前項なお書に規定するものであって公害等調整委員会に対して裁定の申請を行ったときは、この処分について不服があったとしても、処分についての取消しの訴えを提起することはできません。

熊本県指令 第 号
(住所)
(氏名)

年 月 日付けで(変更)許可申請のあった林地開発行為については、
下記理由により森林法(昭和26年法律249号)第10条の2第2項に抵触するも
のであるので不許可とします。

年 月 日

熊本県知事 印

- 1 開発行為に係る森林の所在場所及び土地の面積
- 2 開発行為の目的
- 3 不許可の理由

(1)

(2)

・
・
・

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、審査請求に代わり、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

- 2 この処分について不服があるとき(不服の理由が前項なお書に規定するものである場合を除く。)は、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴状において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、不服の理由が前項なお書に規定するものであって公害等調整委員会に対して裁定の申請を行ったときは、この処分について不服があったとしても、処分についての取消しの訴えを提起することはできません。

別記第9号様式（その1）

第 号
年 月 日

（関係市町村長） 様

熊本県農林水産部長 印

林地開発行為の（変更）許可について（通知）

年 月 日付け 第 号で意見のありましたこのことについては、別添（写し）のとおり（変更）許可されたのでお知らせします。

所 属
担 当
連絡先

第 号
年（ 年） 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

林地開発行為の（変更）許可について（通知）

年（ 年） 月 日付け 第 号で進達された林地開発行為については、別添（写し）のとおり（変更）許可されたのでお知らせします。

つきましては、当該林地開発行為については、適切な指導監督をお願いします。
なお、開発行為者及び（関係市町村長）には、別途通知しましたので申し添えます。

所 属
担 当
連絡先

第 号
年（ 年） 月 日

（関係市町村長） 様

熊本県農林水産部長 印

林地開発行為の不許可処分について（通知）

年（ 年） 月 日付け 第 号で意見のありましたこのことについては、下記理由により不許可処分としましたのでお知らせします。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所及び土地の面積
- 2 開発行為の目的
- 3 不許可の理由

(1)

(2)

・

・

所 属
担 当
連絡先

第 号
年 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

林地開発行為の不許可処分について（通知）

年（ 年） 月 日付け 第 号で進達された林地開発行為については、下記理由により不許可処分としましたのでお知らせします。

なお、開発行為者及び（関係市町村長）については、別途通知しましたので申し添えます。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所及び土地の面積
- 2 開発行為の目的
- 3 不許可の理由

(1)

(2)

・

・

所 属
担 当
連絡先

第 号
年（ 年） 月 日

（開発行為者）様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

是 正 措 置 指 示 書

年（ 年） 月 日付で提出のありました（届出書等の各名称）
について、内容を確認したところ、下記の内容については是正の必要がありますので、
速やかに措置するよう指示します。

記

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
開発行為に係る森 林 の 所 在 場 所	
開発行為に係る森 林の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
是正措置の内容	
備 考	

所 属
担 当
連絡先

別記第12号様式（その1）

第 号
年（ 年） 月 日

（開発行為者）様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

（届出書等の各名称）の受理について（通知）

年（ 年） 月 日付で提出のありました（届出書等の各名称）
については、受理しましたのでお知らせします。

所 属
担 当
連絡先

別記第12号様式（その2）

第 号
年（ 年） 月 日

（関係市町村長） 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長

（届出書等の各名称）の受理について（通知）

年（ 年） 月 日付け 第 号で許可しましたこと
のことは、（届出書等の各名称）が提出され、受理しましたのでお知らせしま
す。

所 属
担 当
連絡先

第 号
年（ 年） 月 日

農林水産部長 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長

(届出書等の各名称) について (報告)

下記の林地開発行為について、 から、別添のとおり (届出書等の各名称) が提出されましたので、報告します。

記

開 発 行 為 者	住 所	
	氏 名	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		
開発行為に係る 森林の所在場所		
開発行為に係る 森 林 の 土 地 の 面 積		ヘクタール
開発行為の目的		
備 考		

添付資料

- 1 (届出書等の各名称) 及び添付書類の写し
- 2 是正措置を指示した場合は、是正措置指示書の写し

所 属
担 当
連絡先

履行状況調査一覧表

広域本部又は地域振興局

整理 番号	開発行為者		開発の目的	開発行為に係る 森林の所在場所	面積(ha)			許可 年月日	完了 予定 年月日	備考
	住 所	氏 名 (会社名)			開発行為に係る事業 区域	開発行為をしようとする森林	開発行為に係る森林			

履行状況調査表

(1/2)

整理 番号		開 発 行為者	住所		
			氏名		
開発行為の目的					
開発行為の場所					
完了予定年月日					
面積 (ha)	開 発 行 為 に 係 る 事 業 区 域				
	開 発 行 為 を し ょ う と す る 森 林				
	開 発 行 為 に 係 る 森 林				
調 査 項 目		調 査 内 容	調査結果	指導事項	
進 捗 の 状 況	着 手 状 況	着手されているか			
	実 施 状 況	中断していないか			
	開発行為の完了	年度内完了の見込			
計 画 の 変 更	開発行為の目的	目的を変更する予定の有 無			
	開発行為に係る 森 林 面 積	面積を変更する予定の有 無			
	重要な防災施設	廃止又は構造及び位置の 変更する予定の有無			
	地 位 承 継	相続、合併、譲渡等により 地位を承継する予定の有 無			
	代表者等の変更	氏名（名称、代表者）又は 住所を変更する予定の有 無			
	完了予定年月日	延長予定の有無			
	そ の 他				

(2/2)

調 査 項 目		調 査 内 容	調査結果	指導事項
災害の防止	切土	計画どおり施行されているか		
	盛土	計画どおり施行されているか		
	捨土	計画どおり施行されているか		
	擁壁	計画どおり施行されているか		
		適切に維持管理されているか		
	法面	計画どおり施行されているか		
	えん堤等	計画どおり施行されているか		
		適切に維持管理されているか		
	排水施設	計画どおり施行されているか		
		適切に維持管理されているか		
	沈砂池	計画どおり施行されているか		
		適切に維持管理されているか		
	落石防止施設	計画どおり施行されているか		
水害の防止	洪水調節池の設置	計画どおり施行されているか		
		適切に維持管理されているか		
水の確保	水質悪化の防止	適切に維持管理されているか		
環境の保全	造成森林	計画どおり施行されているか		
	法面緑化	計画どおり施行されているか		
	残置森林	適切に配置及び管理されているか		
標識の状況		既許可の内容と合致しているか		
総合所見 (特記事項)				
調査年月日				
調査者職氏名				

第 号
年（ 年） 月 日

（開発行為者）様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

林地開発行為段階確認結果通知書

年（ 年） 月 日付けで林地開発行為段階確認届出書の提出がありました開発行為について、段階確認の結果をお知らせします。

記

- 1 段階確認実施年月日
- 2 段階確認対象（開発行為に係る森林）
 - (1) 所在場所 ○○市町村○○番ほか○筆
 - (2) 面 積 ヘクタール
 - (3) 段階確認内容
- 3 開発行為の目的
- 4 段階確認年月日
- 5 確認結果 適正・不適正
- 6 特記事項

所属 担当 連絡先

第 号
年（ 年） 月 日

（開発行為者）様

熊本県農林水産部長 印
（熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印）

林地開発行為の完了（部分完了）確認結果通知書

年（ 年） 月 日付けで林地開発行為完了（部分完了）届出書の提出がありました開発行為について、完了（部分完了）確認の結果をお知らせします。

記

- 1 確認実施年月日
- 2 確認対象（開発行為に係る森林）
 - (1) 所在場所 ○○市町村○○番ほか○筆
 - (2) 面 積 ヘクタール
- 3 開発行為の目的
- 4 完了（部分完了）年月日
- 5 確認結果 適正・保留・不適正
- 6 特記事項

（保留の場合の記入例）

緑化の生育判定結果が「判定保留」のため、開発行為者による○か月間の経過観察後に再判定を受けるとともに、完了確認についても改めて林地開発行為完了届出書を提出すること。

ただし、今回の完了確認において緑化を除く箇所の完了が確認できたことから、開発行為の目的を達成するために必要な供用については認めることとする。

（不適正の場合の記入例）

緑化の生育判定結果が「不可」のため、別記第54号様式に基づき修補を実施すること。

ただし、今回の完了確認において緑化を除く箇所の完了が確認できたことから、開発行為の目的を達成するために必要な供用については認めることとする。

所属
担当
連絡先

第 号
年 月 日

（関係市町村長） 様

熊本県農林水産部長 印
（熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印）

林地開発行為の完了（部分完了）について（通知）

下記の林地開発行為について、完了（部分完了）を確認しましたので通知します。

記

開発行為者	住所	
	氏名	
許可年月日及び許可番号		
開発行為に係る森林の所在場所		
開発行為に係る森林の土地の面積		
開 発 行 為 の 目 的		
完了（部分完了）確認年月日		年 月 日

所属
担当
連絡先

林地開発行為協議審査調書 (1 / 3)

協議者	住 所				
	氏 名				
開発行為の目的					
開発行為に係る森林の所在場所					
区 域 面 積	開発行為に係る事業区域面積			ha	
	開発行為をしようとする森林面積			ha	
	開発行為に係る森林の面積			ha	
開発行為をしようとする森林面積の用途別内訳	土地利用計画			面積	
	造成森林等	造成森林	ha	ha	
		造成緑地	ha		
	その他開発行為			ha	
	残置森林	15年生超え	ha	ha	
		15年生以下	ha		
	その他森林			ha	
	合 計			ha	
森林率	%		残置森林率	%	
工事期間	着工	年 月 日	完了	年 月 日	
その他参考事項					
開発行為をしようとする森林の現況	地 況				
	林 況				
	その他				

周辺地域における住宅、農地、 道路、公園その他の施設の状 況とそれに対して見込まれる 影響		
当該森林の水源かん養機能に 直接依存する地域の水需給の 状況とそれに対して見込まれ る影響		
周辺地域の自然環境及び生活 環境の状況とそれに対して見 込まれる影響		
そ の 他		
調 査 年 月 日		
調 査 者 職 氏 名		
立会者	職氏名	

事 項		審査基準	審査結果	判定
Ⅰ 一般的事項	計画内容の具体性	具体性があること		
	開発行為の規模	必要最小限度であること		
	全体計画との関連	全体計画との関連が明らかなこと		
	一時利用後における原状回復措置	適正であること		
	周辺地域の森林施業に対する配慮	支障を及ぼすおそれがないこと		
Ⅱ 災害の防止	立木の部分伐採		必要最小限	
	土砂の移動		必要最小限	
	切土、盛土、捨土を行う場合	土工等	防災施設を先行設置	
			切土は階段状に行うこと	
			盛土は締固を十分に行うこと	
			柵工等の設置	
			施行時期の配慮	
		切土	現地に適合した安全な勾配	
			5～10m毎に小段を設置	
			滑り易い地盤の場合は杭打ち等	
		盛土	勾配 35 度以下または擁壁等の対策実施	
			周辺部に人家等があり、法面勾配が 30 度より急な場合の対策	
			原則、5 m 毎に小段を設置	
			すべり、沈下が無いような措置	
			必要に応じ排水施設（地表水及び地下水）を設置	
		捨土	土捨て場の位置が適当であること	
			勾配、小段が適切であること	
	法面崩壊防止の措置	擁壁等の設置	切土勾配が30度以上、高さ2m以上	
			盛土勾配が30度以上、高さ1m以上	
			土圧等に対し安定であること	
		法面の保護	植生による保護	
			排水施設の設置	
	土砂流出防止の措置		災害発生するおそれの区域の場合、えん堤等の設置	
			えん堤等は適切な容量・設置箇所・構造であるか	
	排水施設の設置	断面の決定	計画流量の排水が可能であること	
			流速の計算	
		構造	流出係数及び降雨強度は適正か	
			堅固で耐久性を有する構造であるか	
			管理ができるものであること	
			洗掘防止の措置	
	落石の防止		流末処理が行われていること	
			地表水を分散させる対策	
Ⅱ 及び Ⅲ 水害の防止	洪水調節池の設置	必要性	設置の必要性の有無が資料で確認できるか	
		河川管理者	河川管理者の同意を得ているか	
		調整容量	30年確率又は50年確率の雨量強度で計算 必要な堆砂量が見込まれているか	
		余水吐の構造	200 年確率の 1.2 倍等で算出	
		洪水調節の方法	自然放流式であるか 浸透式の場合は設置しない箇所ではないか	
		洪水調節池の設計	設計は適正か	
	仮設防災施設		設置時期及び設計は適切か	
Ⅳ 水の確保	防災施設の維持管理		維持管理方法を明らかにしているか	
	水量の確保	貯水池導水路の設置	管理者の同意を得ているか	
			水利用に支障はないか	

	水質悪化の防止	沈砂池の設置等が行われているか		
V 環境 の保全	森林率	%以上		
	残置森林の割合	%以上		
	残置森林の位置	周辺部に設置される		
	残置森林の幅	おおむね30m		
	造成森林の内容	樹高 1 m 以上の高木性樹木を植栽		
	騒音、粉じん等の著しい影響の緩和 や風害等からの周辺の植生の保全 が必要な場合	残置森林等は周辺に設置しているか 森林内に希少動植物の保護は必要ないか		
	景観の維持	可能な限り緑化や周辺森林の残置 太陽光パネル等の景観等		
総 合 判 定				
了承するにあたり付する必要があると 認められる条件（必須条件以外）				

(○：適又は有 ×：不適又は無 ／：該当なし又は必要なし)

第 号
年（ 年） 月 日

（地方公共団体等） 様

熊本県知事 印

林地開発行為協議結果通知書

年（ 年） 月 日付けで協議された林地開発行為については、
下記のとおり連絡調整を了したのでお知らせします。

記

1 協議の内容

- （1）開発行為に係る森林の所在場所及び土地の面積
- （2）開発行為の目的
- （3）開発行為の完了予定年月日

2 留意事項

- （1）開発行為は、林地開発行為協議書及び添付図書等の内容に基づき行うこと。
- （2）開発行為に着手したときは、速やかに知事に着手報告書を提出すること。
- （3）開発行為を完了したときは、速やかに知事に完了報告書を提出すること。
- （4）開発行為の計画を変更するときは、あらかじめ林地開発計画変更届出書を提出すること。
- （5）緑化は、緑化計画に基づき確実に実施すること。

別記第20号様式

第 号
年（ 年） 月 日

（地方公共団体等）様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

林地開発計画変更届出書について（通知）

年（ 年） 月 日付けで提出のありました林地開発計画変更届出書の内容については、了しましたのでお知らせします。

所 属 担 当 連絡先

第 号
年（ 年） 月 日

農林水産部長 様

広域本部又は地域振興局長

林地開発行為の連絡調整について（報告）

このことについて、別添のとおり 年（ 年） 月 日付けで（地方公共団体等）から林地開発行為に係る協議（計画変更届出）があり、連絡調整を了したので報告します。

記

協議を了した 年月日及び番号	
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
備考	

添付書類

- 1 林地開発行為協議書（又は林地開発計画変更届）及び添付図書の写し
- 2 審査を要する場合、林地開発行為協議審査調書
- 3 林地開発行為協議結果通知書（又は変更を了承した文書）の写し

所 属
担 当
連絡先

別記第 2 2 号様式

第 号
年 (年) 月 日

農林水産部長 様

広域本部又は地域振興局長

連絡調整に係る林地開発行為の完了について（報告）

このことについて、別添のとおり 年 (年) 月 日付で（地方公共団体等）から連絡調整に係る林地開発行為完了報告書の提出がありましたので下記のとおり報告します。

記

協議を了した年月日及び番号	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
開 発 行 為 の 目 的	
完了年月日	年 月 日

所属
担当
連絡先

別記第 2 3 号様式

林地開発関係災害発生・事故報告書

日時

所属名

作成者職氏名

調査方法	電話聞き取り 市町村から	現地調査 開発行為者から
発生場所	開発地内	開発地外
発生日時		
許可年月日 及び許可番号	年 月 日付け熊本県指令 第 号	
許可期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
開発行為者住所氏名		
開発行為の経過		
災害・事故の種類		
死傷者の有無	有 無	
死傷者の氏名		
概 要		
振興局の対応策		
市町村の対応策		

災害復旧計画書

年 (年) 月 日

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様

住所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

熊本県林地開発許可制度事務要領第17の4の規定に基づき、下記のとおり災害復旧工事の計画を作成したので提出します。

記

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 復旧工事に係る森林の所在場所
- 3 復旧工事の内容
- 4 予定年月日 (着工) 年 (年) 月 日
(完了) 年 (年) 月 日
- 5 復旧工事完了後の維持管理方法
- 6 添付書類
 - (1) 災害復旧計画図書(位置図、実測図又は実測見取図、復旧計画図、防災施設計画図など)
 - (2) その他
- 7 連絡先(担当者名、電話番号、メールアドレス等)
- 8 その他

注意事項

- (1) 災害復旧工事の内容は、様式には簡潔に記載し、別途詳細な工事計画書を提出すること。
- (2) 災害復旧計画書は、広域本部長等に正副2部提出すること。

災害復旧計画変更届出書

年（ 年） 月 日

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年（ 年） 月 日付けで提出した災害復旧計画書について、下記のとおり復旧工事の内容を変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更災害復旧工事に係る森林の所在場所
- 2 変更災害復旧工事の内容
- 3 変更する理由
- 4 変更後の災害復旧工事完了年月日
完了年月日 年（ 年） 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 変更災害復旧計画図書（位置図、実測図又は実測見取図、復旧計画図、防災施設計画図ど）
 - (2) その他

注意事項

- (1) 変更する工事の内容は、変更前と変更後の内容を併記すること。
- (2) 変更する工事の内容は、様式には簡潔に記載し、別途詳細な工事計画書を提出すること。
- (3) 変更届出書は、広域本部長等に正副2部提出すること。

年 月 日

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様

開発行為者

住 所

氏 名

災 害 復 旧 工 事 完 了 届

年（ 年） 月 日付で提出した災害復旧計画書（及び災害復旧計画変更届出書）に基づき、次のとおり工事を完了したので届けます。

- 1 災害復旧工事完了年月日
年（ 年） 月 日
- 2 災害復旧工事に係る森林の所在場所
- 3 災害復旧工事の内容
- 4 工事施工者（住所・氏名）

別記第 2 7 号様式

第 号
年 (年) 月 日

(開発行為者) 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

災害復旧工事の完了確認について (通知)

年 (年) 月 日付けで災害復旧工事完了の届けのあったこのことについては、完了を確認したので通知します。

別記第 28 号様式

第 号
年 (年) 月 日

(開発行為者) 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

災害復旧工事の是正措置について (通知)

年 (年) 月 日に災害復旧工事の完了確認調査を実施したところ、
下記の事項については是正の必要がありますので、速やかに是正措置を講じてください。

記

災害復旧工事の是正措置事項

災害復旧工事是正措置完了報告書

年（ 年） 月 日

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様

住 所

氏 名

連絡先（ ）

年（ 年） 月 日付け 第 号で指示のあった災害復旧工事の
是正措置については、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 災害復旧工事の是正措置事項及び是正内容

是 正 措 置 事 項	是 正 内 容

2 添付書類

- (1) 是正措置状況写真
- (2) その他

林地開発行為実態調査書

年（ 年） 月 日作成

作成者：

種別		無許可開発 ・ 許可条件違反			
開発行為者	住所				
	氏名				
許可条件 違反の場合	許可年月日	年（ 年） 月 日	熊本県指令森保 号		
	違反の内容				
開 発 行 為 地	所在地				
	面積	事業区域		ヘクタール	
		うち地域森林計画対象民有林		ヘクタール	
	土地所有者	住所			
		氏名			
		所有者が複数の場合	筆数	筆、所有者	名
開 発 地 情 報	開発行為の目的				
	開発計画の規模		ヘクタール		
	開発の時期	年 月頃	から（※許可条件違反の場合は、違反行為が行われた時期）		
	開発地の現況				
森林法第10条の2第2項 の該当の有無や問題点	災害の防止	切盛土、排水施設 等の状況等			
	水害の防止	洪水調節池の設 置等			
	水の確保	水源、水質悪化等			
	環境の保全	残置森林等			
	その他 問題点等	地元住民の苦情、 緊急性や危険性 等			

別記第31号様式

第 号
年 (年) 月 日

様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

林地開発行為の中止について（通知）

あなたが下記の場所で行っている林地開発行為については、森林法第10条の2第1項（又は第4項）に違反していますので、直ちに行為を中止してください。

記

林地開発行為地の場所（開発行為に係る森林の所在場所）

別記第 3 2 号様式

第 号
年 (年) 月 日

様

熊本県農林水産部長 印
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印)

林地開発行為地の復旧について (通知)

あなたが下記の場所で行っている林地開発行為については、森林法第 1 0 条の 2 第 1 項 (又は第 4 項) に違反していますので、速やかに林地開発行為地の復旧を図るよう措置してください。

ついては、 年 (年) 月 日までに復旧計画書を別記第 3 3 号様式により提出してください。

記

林地開発行為地の場所 (開発行為に係る森林の所在場所)

別記第33号様式（その1）

復 旧 計 画 書

年（ 年） 月 日

熊本県農林水産部長 様
（熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様）

住 所
氏 名
連絡先（ ）

年（ 年） 月 日付け 第 号で指示のあった復旧計画書について、下記のとおり復旧工事の計画を作成したので提出します。

記

- 1 復旧工事の実施場所
- 2 復旧工事の内容
- 3 復旧工事着手及び完了年月日
着手年月日 年（ 年） 月 日
完了年月日 年（ 年） 月 日
- 4 復旧工事完了後の維持管理
- 5 添付書類
 - (1) 現況写真
 - (2) 復旧計画図書（位置図、実測図又は実測見取図、復旧計画図、防災施設計画図、緑化計画図 など）
 - (3) てん末書

注意事項

- (1) 復旧工事の内容は、様式には簡潔に記載し、別途詳細な工事計画書を提出すること。
- (2) 災害復旧計画書は、正副2部提出すること。

別記第33号様式（その2）

（記入例）

年（ 年） 月 日

熊本県農林水産部長 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様

住 所

氏 名

連絡先（ ）

復旧工事完了後の維持管理方法について

復旧工事完了後における維持管理については、次のとおり確約します。

記

1 沈砂池等及び水路の維持管理

沈砂池等については、安全施設として防護柵を設置するとともに、定期的に巡回し、堆砂状況を確認のうえ、必要に応じてしゅんせつを行います。また、水路についても、巡回点検を行い通水に支障のないよう努めます。

2 法面の保護

切土、盛土等の法面の崩落、流出箇所については、排土を行うとともに、種子吹付等の活着不良箇所については、再度、種子吹付等を実施します。

3 植栽木の維持管理

植栽木については、植栽後1年以内に枯損した場合には、補植を行います。

別記第34号様式

第 号
年（ 年） 月 日

様

熊本県農林水産部長 印
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印)

復旧工事の実施について（通知）

年（ 年） 月 日付けで提出のあった復旧計画書に基づき、下記事項に留意のうえ、速やかに復旧工事を実施してください。

記

- 1 復旧工事に着手したときは、復旧工事着手届を農林水産部長（又は 広域本部長、もしくは 地域振興局長）に提出すること。
- 2 復旧工事の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ農林水産部長（又は 広域本部長、もしくは 地域振興局長）と協議すること。
- 3 復旧工事が完了したときは、復旧工事完了届を提出すること。

別記第35号様式

年（ 年） 月 日

熊本県農林水産部長 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様)

住 所
氏 名

復旧工事着手届

年（ 年） 月 日付けで提出した復旧計画書に基づき、次のとおり復旧工事に着手したので届けます。

記

- 1 復旧工事着手年月日
年（ 年） 月 日
- 2 復旧工事に係る森林の所在場所
- 3 工事完了予定年月日
年（ 年） 月 日
- 4 工事施工者（住所・氏名）

変更復旧計画書

年（ 年） 月 日

熊本県農林水産部長 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様)

住 所
氏 名
連絡先（ ）

年（ 年） 月 日付けで提出した復旧計画書について、下記のとおり
復旧工事の計画を変更したので提出します。

記

1 復旧工事の実施場所

2 変更復旧工事の内容

3 変更復旧工事着手及び完了年月日

着手年月日 年（ 年） 月 日

完了年月日 年（ 年） 月 日

4 添付書類

- (1) 変更復旧計画図書（位置図、実測図又は実測見取図、復旧計画図、防災施設計画図、緑化計画図など）
- (2) その他

注意事項

- (1) 変更する工事の内容は、変更前と変更後の内容を併記すること。
- (2) 変更する工事の内容は、様式には簡潔に記載し、別途詳細な工事計画書を提出すること。
- (3) 変更復旧計画書は、広域本部長等に正副2部提出すること。

年（ 年） 月 日

熊本県農林水産部長 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様)

住 所
氏 名
連絡先（ ）

復旧工事完了届

年（ 年） 月 日付けで提出した復旧計画書に基づき、次のとおり工事を完了したので届けます。

記

- 1 復旧工事完了年月日
 年（ 年） 月 日
- 2 復旧工事に係る森林の所在場所
- 3 復旧工事の内容
- 4 工事施工者（住所・氏名）
- 5 添付書類
 - (1) 復旧工事後写真（復旧工事前の写真と比較できるもの）
 - (2) (1)の写真撮影位置を示した土地利用計画図
 - (3) その他

別記第38号様式

第 号
年 (年) 月 日

様

熊本県農林水産部長 印
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印)

復旧工事の完了確認について（通知）

年 (年) 月 日付けで復旧工事完了の届けのあったこのことについて、完了を確認したので通知します。

別記第 3 9 号様式

第 号
年 (年) 月 日

様

熊本県農林水産部長 印
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印)

復旧工事の是正措置について (通知)

年 (年) 月 日に復旧工事の完了確認調査を実施したところ、下記の事項については是正の必要がありますので、速やかに是正措置を講じてください。

記

復旧工事の是正措置事項

復旧工事是正措置完了報告書

年（ 年） 月 日

熊本県農林水産部長 様
(熊本県 広域本部長又は地域振興局長 様)

住 所
氏 名
連絡先（ ）

年（ 年） 月 日付け 第 号で指示のあった復旧工事の是正措置については、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 復旧工事の是正措置事項及び是正内容

是 正 措 置 事 項	是 正 内 容

2 添付書類

- (1) 是正措置状況写真
- (2) その他

別記第 4 1 号様式

第 号
年 (年) 月 日

農林水産部長 様

広域本部長又は地域振興局長

林地開発行為の違反事案について (報告)

このことについて、要領第 2 3 第 2 項 (1) (又は第 3 項 (1)) に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 林地開発行為地の場所 (開発行為に係る森林の所在場所)

2 違反行為者の住所、氏名及び連絡先

- ・住 所 :
- ・氏 名 :
- ・連絡先 :

3 添付書類

- (1) 林地開発行為実態調査書
- (2) 広域本部長等が違反行為者に発出した通知文の写し
- (3) これまでの経緯についてのメモ
- (4) その他参考資料

別記第42号様式

第 号
年 (年) 月 日

様

熊本県農林水産部長 印

林地開発行為の中止について（勧告）

あなたが下記の間所で行っている林地開発行為については、森林法第10条の2第1項（又は第4項）に違反していますので、直ちに行為を中止するよう勧告します。

記

林地開発行為地の場所（開発行為に係る森林の所在場所）

熊本県達第 号

住所
氏名

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3の規定により、下記により林地開発行為の中止を命じます。

年（ 年） 月 日

熊本県知事 印

記

- 1 命令に係る土地の所在
- 2 命令の内容
森林における開発行為の中止
- 3 理由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴状において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第44号様式

第 号
年 (年) 月 日

様

熊本県農林水産部長 印

林地開発行為地の復旧について（勧告）

あなたが下記の間所で行っている林地開発行為については、森林法第10条の2第1項（又は第4項）に違反していますので、速やかに林地開発行為地の復旧を図るよう勧告します。

については、 年（ 年） 月 日までに復旧計画書を別記第33号様式により提出してください。

記

林地開発行為地の場所（開発行為に係る森林の所在場所）

熊本県達第 号

住所
氏名

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3の規定により、林地開発行為に対する復旧に必要な下記の工事の施行を命じます。

（なお、 年（ 年） 月 日付け熊本県達第 号で命じた中止命令については、復旧命令に係るものに限りこれを解除します。）

年（ 年） 月 日

熊本県知事 印

記

1 命令に係る土地の所在場所

上記土地において別に送付する位置図に示す位置

2 施行を命じる工事

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 植栽工 | ヘクタール |
| (2) 種子吹付工 | 図面に示す区域 |
| (3) 筋工 | メートル |
| (4) 排水路 | メートル |
| (5) 洪水調節池 | 基 |
| (6) 沈砂池 | 基 |

上記工事を別紙に送付する工事仕様書及び図面に従って施行すること。

3 履行期限

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 植栽工 | 年（ 年） 月 日 |
| (2) 種子吹付工 | 年（ 年） 月 日 |
| (3) 筋工 | 年（ 年） 月 日 |
| (4) 排水路 | 年（ 年） 月 日 |
| (5) 洪水調節池 | 年（ 年） 月 日 |
| (6) 沈砂池 | 年（ 年） 月 日 |

4 工事が完了したときは、熊本県知事に報告して検査を受けること。

5 施行を命じる理由

森林法第10条の2第1項及び第4項の規定に違反しており、森林の有する公益的機能を維持するうえで支障があるため。

6 その他

命令に係る工事を施行するに当たっては、あらかじめ着手届を、また施工完了した場合にあっては完了届を提出すること。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴状において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第45号様式（その2）

第 号
年（ 年） 月 日

様

熊本県知事 印

復旧命令に係る工事を施行するに当たっての書類の送付について
年（ 年） 月 日付け熊本県達第 号で命じた復旧工事の
施行に当たっては、下記のとおり書類を送付しますので、当該書類に従って施行して
ください。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 工事仕様書 | 部 |
| 2 | 平面図 | 枚 |
| 3 | 構造図等 | 枚 |

(記入例)

工事仕様書

第1 適用

年（ 年） 月 日付け熊本県達第 号で命じた熊本県地区の復旧工事の施行に当たっては、添付した図面によるほか、この工事仕様書によって施工するものとする。

第2 植栽工

- 1 植栽樹種は、クヌギ、ヤシヤブシとする。
- 2 植栽本数は、1ヘクタール当たり2,000本を植栽する。
- 3 苗木の輸送に当たっては、苗木の損傷、乾燥、むれ等により枯損あるいは活着を低下することのないよう十分注意しなければならない。
- 4 植穴は、径深をそれぞれ30cm程度（ヤシヤブシにあっては20cm）に掘り耕し、石礫及び根株等の有害物を除去するとともに、耕土乾燥を防止しなければならない。
- 5 植え付けは、やや深めに根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木をゆり動かしながら手で細土を植穴に満たし、苗木を少し引き上げ加減に周囲を踏み固めるものとする。
- 6 植付けは、深植浅植にならないようにし、また、苗木の周囲を踏み固めた跡が凹みにならないようにいくぶん高めに行うものとする。
- 7 植付け方式は、正方形植栽を標準とし、正方形の頂点を植付け位置として植付け間隔は1.8m程度とする。
- 8 復旧命令に係る区域で既に植栽工事を行っている区域については、当該工事の適正を判断の上、指示するものとする。

第3 筋工

- 1 筋工の施工順序は、上方より下方に向かって行うものとする。
- 2 斜面整地は、上方より下方に向かって順次凸凹なく均し、斜面の浮き土砂、根株、転石、その他の障害物を除去しなければならない。

第4 水路工

- 1 水路工は、地山を掘削して施行するものとする。
- 2 水路の勾配は5パーセント以上とし、添付した図に示す断面を確保するものとする。

第5 種子吹付工

- 1 種子吹付工は、種子、肥料、粘着材及び養生材を用いる普通吹付工とする。
- 2 吹付工の種子については、草本とし、ヨモギ、カヤなど在来草本を主として使用するものとする。
- 3 播種量は、植生の発生期待本数によって決定するものとし、1㎡当たり6,0

00本を標準とする。

なお、復旧命令に係る区域内で植生の回復している区域については、これを配慮して播種量を決定して差し支えないものとする。

第6 整地

- 1 整地に当たっては、水路工、沈砂池へすみやかに流入するよう配慮して、不安定土砂を整地し十分締め固めて行うものとする。

第7 洪水調節池

洪水調節池に係る構造物については、別添構造図にとおりに施工すること。なお、施工に当たっての生コンクリートは鉄筋コンクリートにあつては、呼び強度210 kg/cm²、粗骨材最大寸法20 mm、スランプ8 cmを、無筋コンクリートにあつては、呼び強度180 kg/cm²、粗骨材最大寸法40 mm、スランプ8 cmを使用するものとする。

第8 沈砂池

別添図面に示す構造図のとおり施工するものとし、施工に当たっては、地山を掘削して行うものとする。

第9 工事施工上の一般事項

- 1 工事施工に当たっての質問、協議は、熊本県農林水産部森林保全課に行うものとする。
- 2 工事の施工に当たっては、常に工事の安全に留意して行わなければならない。
- 3 豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備を行うとともに、下流域等に支障を及ぼしてはならない。

第10 報告、届出の様式

- 1 命令に係る復旧工事を施行するに当たっては、あらかじめ別記第45号様式（その2）のうち、①号様式で着手届を、また施工完了した場合にあつては、②号様式で完了届を提出するものとする。
- 2 工種毎の工事が完了したときは、その都度、③号様式で報告するものとする。

別記第45号様式（その2）（①号様式）

年 (年) 月 日

熊本県知事 様

住所
氏名

復旧工事の着手届について

年（ 年） 月 日付け熊本県達第 号で命じられた復旧工事
の施工については、令和 年（ 年） 月 日に着手しますので届け出ます。

別記第45号様式（その2）（②号様式）

年（ 年） 月 日

熊本県知事

様

住所

氏名

復旧工事の完了届について

年（ 年） 月 日付け熊本県達第 号で命じられた復旧工事
の施工については、令和 年（ 年） 月 日に完了しましたので届け出ます。

別記第45号様式（その2）（③号様式）

年（ 年） 月 日

熊本県知事

様

住所

氏名

印

復旧工事（ 工事）の完了報告について

年（ 年） 月 日付け熊本県達第 号で命じられた復旧工事
のうち 工事については、 年（ 年） 月 日に完了しましたので
報告します。

注） 標題及び文中の 工事の記載に当たっては、施行を命じた復旧工事の工種
を記入すること。

別記第46号様式

年（ 年） 月 日

広域本部長又は地域振興局長 様

農林水産部長

森林法に基づく監督処分について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり監督処分を行ったのでお知らせします。

別記第47号様式

第 号
年（ 年） 月 日

市町村長 様

熊本県農林水産部長

森林法に基づく監督処分について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり監督処分を行ったのでお知らせします。

熊本県指令 第 号

住所
氏名

年（ 年） 月 日付け熊本県指令 第 号で許可した林地開発（変更）行為については、次の理由により取り消します。

年（ 年） 月 日

熊本県知事 印

（理由）

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴状において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第49号様式（その1）

林 地 開 発 許 可 一 覧 表

台 帳 番 号	申請者 住所・氏名	開発行為に 係る森林 の所在場所	開発行為 の目的	開発許可 年月日 指令番号	完了予定 年月日	開発行為に 係る事業 区域面積	開発行為を しようとする 森林面積	開発行為 に係る 森林面積	完了年月日	備 考 (承継事項、変 更内容、完了確 認、審議会開 催、その他必要 事項を記入)

林 地 開 発 連 絡 調 整 一 覧 表

台帳 番号	協議日	連絡調整 完了 年月日 番号	県庁 受付日	協議者 住所・氏名	開発行為に係る 森林の所在場所	開発行為の 目的	今回協議 面積	当初協議 面積	完了 予定 年月日	完了 年月日	備考
							開発行為に係る事業区域面積 開発行為をしようとする森林面積 開発行為に係る森林面積	開発行為に係る事業区域面積 開発行為をしようとする森林面積 開発行為に係る森林面積			
							h a	h a			

林地開発行為変更届整理簿

整理 番号	届 出 年月日	届出受理 年月日	許 可 年月日 指令番号	申 請 者 住所・氏名	開発行為に 係る森林の 所在場所	開発行為 の目的	変更内容	変更許可面積	既許可面積	備 考
								開発行為に係る事業区域面積 開発行為をしようとする森林面積 開発行為に係る森林面積	開発行為に係る事業区域面積 開発行為をしようとする森林面積 開発行為に係る森林面積	
								h a	h a	

林地開発行為中止・再開届整理簿

整理 番号	中止届出 年月日	届出受理 年月日	中止 年月日	許可 年月日 指令番 号	申請者 住所 氏名	開発行為に 係る森林 所在場所	開発行為の目的	開発行為に係る事業区域面積	再開 予定年月日	備考
	再開届出 年月日	届出受理 年月日	再開 年月日					開発行為をしようとする森林面積		
								開発行為に係る森林面積		

林地開發行為完了届整理簿

[illegible]

林地開發行為廢止屆整理簿

[illegible]

別記第50号様式（その1）

第 号
年（ 年） 月 日

農林水産部長 様

広域本部又は地域振興局長

〇〇年度林地開発許可事務実施状況について（報告）

このことについて、熊本県林地開発許可事務処理要領第25の規定に基づき、別添のとおり報告します。

添付書類

- 1 許可条件履行状況調査実施状況
- 2 違反行為に対して講じた措置の状況
- 3 許可制が適用されない開発行為についての連絡調整状況
- 4 完了確認箇所一覧表

許可条件履行状況調査実施状況

年度 広域本部又は地域振興局
 （単位 件数：件、回数：回、面積：ha）

区 分 開発行為の目的		中 間 調 査		
		件数	回数	面積
工場・事業場用地の造成				()
(うち再生可能エネルギー発電設備)	太陽光			()
	風力			()
	水力			()
	地熱			()
	バイオマス			()
住宅用地の造成				()
別荘地の造成				()
ゴルフ場の設置				()
レジャー施設の設置				()
農用地の造成				()
土石の採掘				()
道路の新設又は改築				()
廃棄物処理施設の設置				()
残土処分場等の設置				()
その他				()
計				()

(注)

- 1 件数欄には、調査の対象とした開発行為の件数を記載すること。
- 2 回数欄には、調査を行った総延べ回数を記載すること。
- 3 面積欄には、開発行為に係る森林の面積を裸書で、また、対象森林の面積を()で記載すること。
 なお、この場合、中間調査欄については、調査を行った区域に係る延べ面積をそれぞれ記載すること。
- 4 面積欄の数値は、1件毎に小数第2位を四捨五入して計上すること。
- 5 中間調査欄には、部分及び全体完了確認調査以外の許可条件履行状況調査を行なったものについて記載すること。
- 6 「工場・事業場用地の造成」欄の「(うち再生可能エネルギー発電設備)」欄には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。

違反行為に対して講じた措置の状況

年度

広域本部又は地域振興局

（単位 面積：ha）

違反 行為者	違反行為の 所在場所	違反行為の 開発目的		違反行為 の種類	開発行為 に係る 森林の 面積	是 正 措 置 状 況			備考 (今後の措置方針等)
		区分	種類			中止指導 (年月日 番号)	復旧指導 (年月日 番号)	その他 行政指導	
計									

(注)

- 違反行為の所在場所欄には、判明している範囲（市町村、大字、字、地番）で記載すること。
- 違反行為の開発目的について、区分欄には「工場・事業場用地の造成、住宅用地の造成、別荘地の造成、ゴルフ場の設置、レジャー施設の設置、農用地の造成、土石の採掘、道路の新設又は改築、廃棄物処理施設の設置、残土処分場等の設置、その他」を分けて記載すること。なお、「工場・事業場用地の造成」のうち、再生可能エネルギー発電設備の設置については、再生可能エネルギー発電設備の設置については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。
- 違反行為の種類欄には、無許可、許可条件違反及び偽りその他不正な手段による許可の3種類の区分を違反行為者毎に記載すること。
- 是正措置状況欄には、中止及び復旧指導については当該文書の施行年月日番号、その他行政指導については指導等の内容（口頭指導、現地立会等）を簡単に記載すること。
- 備考欄には、各違反案件に対する措置方針を記載すること。

別記第 5 0 号様式（その 4）

許可制が適用されない開発行為についての連絡調整の状況

年度

広域本部又は地域振興局

（単位 件数：件、面積：h a）

区 分 開発行為の目的	国又は地方公共団体が 行なうもの		森林法施行規則第 5 条 に定められた事業の 実行として行なうもの		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
工場・事業場用地の造成		()		()		()
(うち再生 可能エネル ギー発電設 備)	太陽光	()		()		()
	風力	()		()		()
	水力	()		()		()
	地熱	()		()		()
	バイオマス	()		()		()
学校・博物館用地の造成		()		()		()
住宅用地の造成		()		()		()
公園・運動場等の造成		()		()		()
農用地の造成		()		()		()
土石の採掘		()		()		()
道路の新設又は改築		()		()		()
鉄道、軌道、索道 の新設又は改築		()		()		()
ダム等の設置		()		()		()
廃棄物処理施設の設置		()		()		()
残土処分場等の設置		()		()		()
その他		()		()		()
計		()		()		()

（注）

- 1 面積欄には、開発行為に係る森林の面積を裸書で、また、開発行為をしようとする森林の面積を（ ）で記載すること。
なお、数値は 1 件ごとに小数第 2 位を四捨五入して計上すること。
- 2 1 件の開発行為で多目的のものは、主要目的の 1 件の開発行為として記載すること。
- 3 年度をまたがって調整しているものは、調整を了した時点の年度において記載すること。
- 4 国又は地方公共団体とみなされる公社、公団等を含めるものとする。
- 5 「工場・事業場用地の造成」欄の「(うち再生可能エネルギー発電設備)」欄には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第 3 項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。

完了確認箇所一覧表

年度

広域本部又は地域振興局

（単位 面積：h a）

許可 年月日 指令 番号	開発 行為 者名	開発行為に 係る森林の 所在場所	開発行為の目的		完了（部分完了）面積			時期（年月日）			調査結果	備考
			区分	種類	開発行為に 係る 事業区域	開発行為 をしよう とする 森林	開発行 為に係る 森林	着工	完了 （部分 完了）	完了 確認 調査		
					(部分完了) (全体)							

（注）

1 調査結果欄には、植栽木の状況や重要な防災施設の状況等について記入する。

（例）「良好」、「植栽木の一部枯損により手直し後、良」、「施設計画の内容と一致」等を記入

2 部分完了確認の場合、開発行為に係る森林面積欄には、部分完了面積、全体面積を上下段に併記すること。

定期報告

年度 月分

広域本部又は地域振興局

(単位 面積：h a)

年月日	事業者	開発行為場所	開発行為 の目的	開発行為 に係る 森林面積	種別	概要	備 考

(注)

- 1 事業者欄について、開発行為者等の指示又は委託を受けた者が対応した場合は、上段にその名称、下段に開発行為者等を併記すること。
- 2 開発行為場所には、開発（予定）地の所在を簡潔に記入すること。（例）…郡…町 大字… 字…
- 3 種別欄は、「許可（新規・変更）又は連絡調整の事前協議」、「許可申請書（新規・変更）、協議書又は各届出の受理」、「違反事案発生」及び「災害発生」等、事務処理の状況を記入すること。
- 4 概要欄には、具体的な相談内容や事務処理・指示等の概要を記入すること。また、開発面積の変更が伴う場合は、変化量を併記すること。
- 5 備考欄には、他法令の許認可状況等を記入すること。開発の目的が、再生可能エネルギー発電設備の設置である場合は、経済産業省の設備 ID の取得があるかどうか、またその番号を記入すること。

(別紙)

完了（部分完了）確認調書			
許可年月日及び許可番号		年 月 日熊本県指令 第 号	
開発行為に係る森林の所在地			
開発行為者	住所		
	氏名		
開発の目的			
許可（確認した）面積			
許可期間			
完了届年月日			
完了確認実施年月日		年（ 年） 月 日	
立会者			
判定	工種	検査項目	適否の判定
検査結果		適正 ・ 保留 ・ 不適正	
上記のとおり確認しました。			
年（ 年） 月 日			
確認員			

別記第53号様式

第 号

年（ 年） 月 日

開発行為者 様

熊本県農林水産部長 印

（熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印）

林地開発行為の完了（部分完了）確認の実施に

ついて（通知）

年（ 年） 月 日付けで林地開発行為完了（部分完了）届出書の提出
があった開発行為について、下記のとおり確認員を指定し、完了（部分完了）確認を
実施するので通知します。

記

- 1 確認実施日時
- 2 場所（開発行為に係る森林の所在場所）
- 3 開発行為の目的
- 4 防災施設の種類と数量
- 5 部分完了の工区（部分完了確認の場合記入）
- 6 完了（部分完了）年月日
- 7 確認員

別記第54号様式

第 号

年（ 年） 月 日

開発行為者 様

熊本県知事 印

林地開発行為の完了確認後の修補について

年（ 年） 月 日付けで確認した開発行為については、下記のとおり修補工事を施工してください。

なお、修補工事を完了したときは、修補工事完了届を提出してください。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
施工期間	
修補を要する箇所・方法	
修補を要する理由	

別記第 5 5 号様式

修補工事完了届

年 (年) 月 日

熊本県知事

様

開発行為者

住所

氏名

年 (年) 月 日付け 第 号で通知のあった開発行為
に係る修補工事については、年 (年) 月 日付けで完了しましたので
届け出ます。

別記第56号様式

第 号
年（ 年） 月 日

開発行為者 様

熊本県 広域本部長又は地域振興局長 印

林地開発行為に係る段階確認の実施について（通知）

年（ 年） 月 日付けで林地開発行為段階確認届出書の提出があった
開発行為について、下記のとおり段階確認を実施するので通知します。

記

- 1 段階確認実施日時
- 2 場所（開発行為に係る森林の所在場所）
- 3 開発行為の目的
- 4 段階確認内容
- 5 完了年月日